

公安委員会定例会議の開催概要

第1 日時

令和5年7月26日午後1時00分～午後3時30分までの間

第2 全体会議

なし

第3 個別会議

1 決裁事項

(1) 犯罪被害者等給付金の支給裁定について

傷害事件に係る障害給付金の支給裁定申請1件について上申があり、審議の結果、犯罪被害者等給付金を支給する旨の裁定を行った。

(2) 大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例に基づく代行聴聞結果及び行政処分の決定について

大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例に基づく行政処分1件について上申があり、審議の結果、異性に対する好奇心をそそるような方法により客に接して酒類を提供し飲食をさせる行為の提供を行う事業の停止を決定した。

(3) 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律等の施行に伴う「処分基準」の一部改訂について

「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」の施行に伴い、「処分基準」の一部改定について上申があり、審議の結果、いずれも可として決裁した。

(4) 不服申立てに対する裁決について

ア 運転免許取消処分に対する審査請求事案

運転免許取消処分の取消しを求めた審査請求事案2件について、審議の結果、当該各処分は道路交通法施行令の基準に従い適正に行ったものであることから、いずれも棄却とした。

イ 放置違反金納付命令処分に対する審査請求事案

放置違反金納付命令処分の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、当該処分は道路交通法に基づき適正に行ったものであることから棄却とした。

(5) 意見要望等の受理について

意見要望等19件の報告があり、審議の結果、それぞれ処理方針を決定した。

- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく6月以上の営業休止に係る行政処分の決定について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「正当な事由なく6月以上の営業を休止し、現に営業を営んでいないこと」に係る行政処分2件について上申があり、いずれも風俗営業許可の取消しを決定した。

2 報告事項

- (1) 監察案件について

監察案件について報告があった。

- (2) 街頭防犯カメラシステムの活用状況について

4月から6月末までの街頭防犯カメラシステムの複製データ活用状況等について報告があった。

- (3) 刑事部主管に係る6月中の専決事務の処理状況について

6月中における刑事部主管に係る専決事務の処理状況について報告があった。

- (4) 集団示威運動等に係る専決事務の処理状況について

7月10日から7月16日までの間に受理した集団示威運動等の許可申請に係る専決事務の処理状況について報告があった。

以 上